

○諸塚村民体育館管理規則

(昭和51年3月30日教委規則第5号)

(目的)

第1条 この規則は、諸塚村民体育館(以下「体育館」という。)の管理に必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 体育館を使用できるものは、原則として諸塚村民とする。

(使用時間)

第3条 体育館の使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。

(休館日)

第4条 体育館の休館日は、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで並びに毎週月曜日とする。ただし、教育長は、必要あるときは臨時に開館日又は休館日を設けることができる。

(使用の許可等)

第5条 体育館を使用するときは、あらかじめ使用申請書(別記様式第1号)を提出し、教育長の許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当するものは、使用で許可しない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 公益を害する恐れがあると認められるもの
- (3) 施設・設備を損傷する恐れがあると認められるもの
- (4) その他体育館の管理運営上支障があると認められるとき。

(遵守事項)

第6条 体育館においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された体育館使用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗をみださないこと。
- (3) 施設・設備及び備品等を損傷し又は滅失する恐れがあると認められる行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) その他条例、規則及び教育長の指示に従うこと。

(許可の取消等)

第7条 教育長は、前条の規定に反する行為があるものについては、体育館の使用の許可を取消し若しくは使用を中止させ、又は入館を拒否し、若しくは退去を命じることができる。

2 前項の取消等によって使用者に損害が生じても、村はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(損害賠償等)

第8条 使用者は、使用による体育館の施設その他の物件を棄損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、情状により教育長は、これを減免することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

使用申請書

[別紙参照]